

広報 五所川原市

ごしよがわら

発行 五所川原市
〒037
青森県五所川原市字岩木町12
☎0173-552111代
編集 総務部秘書企画課
印刷 南西北印刷

市の人口 52,283人 (男25,218人・女27,065人) 世帯数14,655 (4月30日現在)

(毎月2回 1日・15日発行)



春のクリーン作戦

春のクリーン作戦を展
開中の四月二十六日、ゴ
ミや泥の収集処理作業の
ため、森田市長をはじめ
町内会連合会役員、土木
事務所と市の職員など約
四十人と、シヨベルカー
やダンプカーなど車両七
台が出動。
この日は、国道三三九
号の大町旧ロータリーを
皮切りに、敷島町と栄町
に向け約二キロメートル
にわたって収集。同作戦
は今年二十日頃まで続け
られます。



狼野長根公園を清掃

清掃活動を通
して奉仕の精神
を養おう——と
県立東高等学校
(岩谷寛校長、
生徒数一九七名)
では五月二日、
全校生徒が春季
遠足と兼ねて狼
野長根公園のゴ
ミや空き缶ひろ
いを行いました。
この清掃活動
は、生徒会が自
主的に計画、実施したもので、昨年
に引き続き二回目です。



さわやかに晴れあがった
四月二十九日の朝六時、市
役所前お祭り広場を出発点
とするジョギングコースの
走り初め会が、約七百人参
加して行われました。この
コースは、いつでも、だれ
でも利用できます。

おはよう ジョギング

市内野里の須藤美喜男さ
んでは、四月からハウス栽
培によるイチゴ(宝交早生
種)の収穫が始まりました。

イチゴの 収穫始まる



市民憲章 (昭和59年10月1日制定)

わたくしたちの先人は、不撓不屈の五所川原
魂をもってあらゆる困難を克服し新田を切り
開き、今日の活力に満ちた五所川原市を築き
上げました。
わたくしたちは、この伝統を継承し、広
い視野に立って西北津軽の人々と協調
し、郷土の限らない発展を願って、こ
こに市民憲章を定めます。

- ◎心身ともに健康で、明るい家庭をつくります。
- ◎自然を大切にし、力を合わせて花と緑の美しいまちをつくります。
- ◎平和を愛し、きまりを守り、住みよいまちをつくります。
- ◎文化を尊び、生涯学習をもとに心豊かな人をつくります。
- ◎未来に夢を持ち、創意と実践により栄えゆく郷土をつくります。

昭和60年
No.591

5-15

毎号とじこんでください。後できつとお役に立ちます。

五月三十日は「消費者の日」

自立する消費者を目指して

昭和四十三年のこの日に、消費者の利益を守り、これを増進するための基本を決めた「消費者保護基本法」が施行されました。

「消費者の日」は、この日を記念して昭和五十二年に国の消費者保護会議で定められたもので、消費者の自覚をさらに高めるとともに、事業者などに消費者保護の精神を一層普及させることを目的としています。

消費者として一言



前田つなさん

「ゴミになり処理に困る」など、いろいろと問題点があると思います。私は、野菜などはできるだけパックされていない物を選びますが、パックは大抵燃えるゴミに入られています。これは、

消費者の一人としていつも気になるのは……。
また、赤いスジコとかタラコなどに使われている発ガン性や催奇型性のある食品添加物は、国の行政として、今少し厳しく指導してもらえたらと思います。若いお母さん達は、夏あたりには冷蔵庫に麦茶を入れて置いて、それを子供に与えるようにしたいかながなものでしょうか……。暖かくなってきましたと、どうしても子供達は市販飲料を多く消費するようになります。これには、多くの糖分が含まれているのもありますから、メーカーは糖分の含有量をはっきり表示していただくよう望みます。」と五所川原生活学校の委員長である前田つなさんは、このように語っています。

新たな型のトラブルが増える

最近の消費者問題は、新しいサービス業の出現、一段と進むあらゆる分野での情報化など、社会環境の変化を反映して、消費者が十分に対応できないために生じる新しい型のトラブルが増えています。

消費者のニーズの多様化からいろいろな販売方法が生まれた

「クレジットの借り過ぎから家計に破たんをきたした」
「うまいもうけ話にひっかかって、大損をした」
最近クレジットや訪問販売など、販売方法や契約からむトラブルが増加しています。

一方、ショッピングをはじめ銀行などでは、ニュー・メディアを使った新しいサービスも全国的な規模で広まっています。

また、消費者のニーズ(要求、望んでいるもの)の多様化をはじめ、女性の社会進出や高齢者層が増えたことに伴い、例えばベビー・ホテル、ホーム・ヘル



パー、惣菜宅配業、有料老人ホームなど新しい種類のサービス業が誕生しています。

さらに、最近資産運用に強い関心が集まり始め、そのために、投資活動に伴うトラブル——金の現物まがい取引、海外商品先物取引、株式投資の相談、ゴルフなどの会員権売買に伴うトラブル——に巻き込まれるケースが目立って増えています。

消費者の計画的・合理的な考えがトラブルを防ぐ

このようなトラブルを回避し被害を防ぐには、わたしたち消費者自身がより計画的・合理的な生活設計を考え、情報化の波に足をとられない自主的な生活態度を身につけることが大切です。

「消費者の日」記念大会

みなさんのおい出をお待ちしています。

▽日時 五月三十日(木)午前10時

▽場所 市中央公民館

▽講演

テーマ「見直そう私達の食生活」

講師 弘前調理師専門学校長

下田敦子

▽映画 「豊かなる飢え」

主催 青森県五所川原市

消費生活大学講座

▽期間 五月十六日

十一月一日

▽場所 県消費生活センター

▽受講料 無料

▽お申し込みや詳しいことは県消費生活センター

(青森市本町二丁目一の十六)

☎〇一七七一

二七六三・三三

四三番)へどうぞ。

▽主催 青森県

公正競争規約

消費者を守る

業界の自主ルール

●「公正競争規約」とはどんなものですか？

商品の「表示」の仕方や「景品」の提供の限度について業界が自主的に定めたルールで、公正取引委員会が認定しています。

例えば、不動産広告によく見られる「歩いて10分」という「表示」ですが、これは歩く人や歩き方によって違って来るはずで、それを公正競争規約では「徒歩1分を80メートルの距離」と決めています。

また、「景品」では、商品に付けることができる景品の最高額や懸賞の総額、品物の範囲などを定めています。

● どうして「表示」の仕方や「景品」の提供にルールが必要なのですか？

商品は本来、価格と品質で販売競争すべきもの、つまり、事業者は安い値段で品質の良い商品を提供して競争すべきです。

しかし、ジュースなどで、天然果汁がほとんど入っていないのに100%ジュースとウソをついたり、高額な景品をつけて消費者を引きつけたといった販売方法が過去に見られました。

こうした状態をそのままにしておくと、正直に表示した事業者の製品が売れなくなって表示の内容が悪質化したり、景品の価額が商品の価格に跳ね返って、消費者は結局、高い物を買われることになりかねません。

このような「不当表示」や「過大景品」は景品表示法で禁止されていますが、「他社がやっているから自分も」というように、同業者間で次第にエスカレートする恐れがあります。

そこで、それぞれの業界ごとに、事業の実態に即した商品の表示方法や景品の提供限度を定め、自主的に守ろうとすることが最も効果的な予防方法ということになるわけです。

● どんな業界で設けられていますか？

「公正競争規約」は、例えばチョコレートを製造している人たち(チョコレート業)など、業種別に定められており、現在、表示については68件、景品については45件となっています。

疑問を感じたり不審に思ったら、県消費生活センター(☎0177—223343番)へご相談ください。



■ クーリングオフ制度 適用条件をよく知ろう

相 談

(ケース①) 訪問販売で化粧品セットを十一万円で購入し、その日のうちに一部を使用した。しかし、種類が多く使いこなせないの、翌日解約を申し出たら、既に使用している場合はクーリングオフはできないという。事前にクーリングオフの説明はあったが、でき

ないという説明はなかった。(ケース②) セールスマンが来訪し、健康食品を勧められた。購入するとは言っていないのに、目の前で勝手に開封し、食べ方などの説明をした。しかし、必要ないので断ると、セールスマンは、既に開封しているのを買ってもらわなければならないという。

回 答

訪問販売では、契約の申し込みや締結した後でも、それらの日から七日間は無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度——クーリングオフ制度——が設けられています。しかし、例外があり、次のような場合はクーリングオフ制度が適用されません。

① 商品の引渡しを受け、その代金を全額支払った場合
② 政令で指定する商品(消耗品)であり、セールスマンなどから、使用した

り消費したりしたときはクーリングオフができないことを、あらかじめ告げられている場合
商品を使用してもクーリングオフできる場合
さて、相談例ですが、業者は化粧品および健康食品は政令で指定する商品であること、そして「既に使用、消費している」ことを理由にあげて、クーリングオフに応じないとしているわけです。

「使用または消費したならクーリングオフができない」とを、あらかじめ告げられていないので、クーリングオフによる無条件解約ができません。
また(ケース②)は、セールスマンが、相談者の購入意思も確かめずに勝手に開封したもので、購入する義務はありません。
これらの相談例からお分りのように、クーリングオフ期間でありながらその権利がなくなるのは次のような場合です。気をつけましょう。

クーリングオフをよく知ろう

使用または消費するとか

「使用または消費したならクーリングオフできない」というのは、クーリングオフができないという説明はなかった。(ケース②) セールスマンが来訪し、健康食品を勧められた。購入するとは言っていないのに、目の前で勝手に開封し、食べ方などの説明をした。しかし、必要ないので断ると、セールスマンは、既に開封しているのを買ってもらわなければならないという。

使用または消費した場合は、その一部を使用あるいは消費した商品についてはクーリングオフできませんが、それ以外の商品(商品としての価値を失っていない)は、クーリングオフができます。

暴力追放へ対策会議

暴力団の事務所移転が問題となっている五月一日、市、警察、防犯協会、学校関係者や地元町内会長ら関係団体の代表者約四十人が集まり「暴力追放対策会議」が開かれました。

会議では、森田市長が「暴力団事務所の移転は、地区だけの問題ではなく、五万市民への挑戦と受けとめて

いる。警察だけに頼らず市民一人ひとりが有効な方法を考え、連帯を高めていこう」とあいさつ。また、地代所警察署長は、暴力団が事務所を移転することになった経過を説明、市民ぐるみの暴力追放運動を要望し

ました。

この後、五所川原商高、松島町内会、五所川原第一中PTAの各代表が「生徒に動揺をきたさないようにしている。運動には協力する」「事件が発生してからでは遅い。住民パワーで阻止を」「法的な措置により移転を食い止められないか」など問題提起をしました。

全体討議では、これらを踏まえ、暴力団の事務所移転をやめさせる具体策を取ることで意思統一。まず防犯協会が、去る四月二十六日の車両パレードに続いて、十日過ぎに事務所移転阻止を主張とした重点パレードを

行うほか、市、警察や町内会は法的な措置について関係者に強く要請していくことになりました。



経過説明をする地代所署長

いずれにしても、この運動は、地区だけの問題ではなく、市全体の問題として考え、息長く進めていく必要があります。

暴力団で困っている方は相談を

県警では、「暴力団の壊滅」を重点目標に掲げ、全力を挙げてこれに取り組んでいます。また、五所川原警察署でも市民の皆さんや各機関・団体等のご協力を

得て、あらゆる法律を適用し、暴力団の資金源断絶のためボーカゲーム機などの取締り、暴力団員の逮捕等に全力投球を続けています。

資金源を断たれた暴力団は、最近ショー開催などの名目で券を売りつけているとの情報もありますが、断固として断わる勇気が必要です。警察は、暴力団壊滅のため、今後全力を挙げて取り組みますので、暴力団の被害にかかっている方やお



4月26日に行われた防犯パレード

犯罪捜査にご協力を!!

困りの方がありませんら、お気軽にご相談ください。
 県警本部捜査第二課(0177-731-110番)
 五所川原警察署(035-214-1番)

最近の我が国の犯罪情勢をみますと、犯罪発生件数は順次増加傾向を示し、内容的にもコンピュータ犯罪、クレジットカード利用犯罪等新しい形態の犯罪が多発するなど、社会の変化を反映して犯罪の質的な変化もかががわれます。

本県においても金融機関強盗事件、保険金目的の殺人、放火事件、あるいは持凶器強盗事件のような悪質な犯罪が次第に増加してきております。今後とも治安水準を維持し、更にこれを向上させる

ためには、聞き込みや不審者に対する情報等、皆さんのご協力が是非とも必要です。

○事件の発生を知った場合は一〇〇番で直ちに通報を

警察官の現場到着が早いほど犯人を捕える率も高くなります。

○被害に遭った時は必ず届け出を

被害に遭つたら引込み思案にならず是非警察に届け出して下さい。昼夜を問わず受理します。

○犯罪について知っていることは積極的に通報を、事件に関して見たり、聞いたりしたことについては積極的な通報をお願いいたします。

○聞き込みにご協力を、事件解決の大きな「鍵」となります。ご協力いただいた方には、ご迷惑をかけることのない様十分配慮します。



春の防犯運動実施中

- 期 間 5月20日(月)まで
- 運動の目標
1. 盗難の予防
 2. 少年非行の防止
 3. 暴力・覚せい剤の追放
 4. 水死事故の防止
- 市交通防犯対策室 五所川原地区防犯協会 五所川原警察署

移動政調会開かれる



事業の促進を要望する森田市長

自民党県連の移動政調会が五月二日に本市で開かれ、鳴海広道政調会長ら県議十名と森田市長、西北の町村長など約三十名が出席しました。

同政調会は、出席した市町村長からそれぞれ要望を受ける形で行われ、その中で森田市長は、「五所川原大橋の早期完成、日本海沿岸縦貫自動車道の建設促進、漆川工業団地への工業用水の確保」など、本市のみならず西北地域にとっても重要な事業十二件について、強くその促進方を要望しました。

これに対し、鳴海会長は「これらの事業が、できるだけ促進されるよう関係方面に強く働きかけてゆきたい」と答えました。

長橋地区で 県林野火災 防御訓練!!

大規模林野火災を想定した「県林野火災防御訓練」が四月十九日、長橋地区で行われました。

訓練には、県、市、林野庁、陸上自衛隊や五所川原地区消防事務組合の百五十人とヘリコプター四機も出動。

訓練は、「強風、異常乾燥」注意報下の中で、午前八時三十分頃、松野木の林野から出火、延焼拡大しているとの想定で始まり、同九時頃には市立第二中グラウンドに「山林火災現地対策本



二中グラウンドに設置された対策本部

部(本部長、森田市長)を設置するとともに、県に連絡し自衛隊の出動を要請、青森営林局からも出動するという手順で進められました。

消防署員や消防団員が、空中散布用の消火剤を準備するうちに、東北方面航空隊(仙台市)所属の大型ヘリ二機と第九飛行隊(八戸市)所属の偵察用ヘリ二機が飛来し、訓練に参加。

空中消火訓練は約一時間行われ、二機の大型ヘリが約二キロ離れた「火災現場」まで五往復し、約五千リットルの消火剤を散布。



消火剤を積み現場へ向かうヘリ

訓練終了後、黒石健作消防長が「ぶっつけ本番の訓練だったが、情報伝達もスムーズにいき目は達成できた」と講評。また、対策本部長である森田市長が「本日の訓練の成果を参考にして、有事の際に活かしていただきたい」とあいさつを述べました。

今回の訓練は、去る五十八年春に相次いで発生した本市と三戸郡南郷村の大規模な山林火災の教訓を踏まえたもので、林野火災の特殊性、資源保護の重要性をとらえて行われた初めてのものです。

教育振興に 百万円寄付



市に寄付される辻馨さん

市内本町に住む辻馨さんが四月十六日、市役所を訪れ森田市長に「市の教育振興に役立ててください」と百万円を寄付されました。

これは、去る二月二十四日に亡くなられた父三郎さんの遺志によるもので、香典返しを兼ねたものです。

加。森田市長がお祝の言葉を述べた後、優勝旗やトロフィーの返還が行われ、続いて参加選手を代表して、五所川原酒販パッカスチームの白取忠文主将が力強く選手宣誓をし、開会式が終了しました。

朝野球開幕!

アフリカに緑を 愛の一球

め選手、役員約六百人が参加

野球シーズンに入った四月二十八日、市営球場において五所川原朝野球協会(中井達郎会長)の開会式が行われました。

午前六時から

の開会式には、

中井会長をはじめ



始球式为力投?する森田市長

同協会では、参加五十九チームのナイン一人ひとり、が百万円寄付してアフリカの難民を救おう」と「アフリカに緑を、愛の一球」をキヤッチフレーズに募金活動を展開中で、この開幕日に一回目の募金を行いました。

おしらせ

旧軍人恩給請求はお済みですか

▽対象 旧軍人、又はその遺族で、戦後四十年を経た現在でも、まだ恩給の請求をしていない方(公務員で軍人の期間が共済年金に算入されている方は除く)

昭和四十八年十月一日以前に普通恩給・扶助料等を裁定された方で、実際に勤務した年数に戦地戦務等の加算年を算入することによって、恩給年額が増額される場合があります。まだ加算年算入の申し立てをしていない方は、恩給証書持参のうえ申し出て下さい。

梅雨や台風シーズンを控え、大雨による洪水が気になる季節となりました。洪水により堤防から水があふれたり、堤防が壊れそうになった時には水防団(消防団)が出動し、堤防に土のうを積んだり、むしろを張ったりして堤防を守っています。

岩木川水防演習

岩木川水防演習は、これから水防技術の向上を図るために行われるものです。

▽日時 六月八日(土) 午前九時～零時三十分

▽場所 弘前市大字百田 藤崎町大字藤崎

主催 東北地方建設局 岩木川水系水防連絡会

国民年金 保険料の納め忘れはありませんか

会社員の厚生年金保険料などは、給料から直接差し引かれますが、国民年金は自主納付であるため、ともすれば納め忘れも考えられます。

もし未納のままにしておくと万一事故にあっても、障害年金や母子年金などが受けられなくなるばかりか、将来老齢年金さえ受け取ることができないこともあります。

が上っている中で、特に加入者の多い世帯などは大変でしょうが、あまり滞りてしまうと増々納付が困難となってしまうので、納め忘れがないか、もう一度よく確認してみましょう。

①一時金・遺族一時金(昭和六十年九月三十日で時効になります)

実際に勤務した年数を合計して三年以上になる方(普通恩給・一時恩給を受けている方は除く)

②一時恩給・一時扶助料

実際に勤務した年数が引き続き三年以上となる方(普通恩給を受けている方は除く)

③普通恩給・扶助料

実際に勤務した年数に戦地戦務等の加算年を算入して十二年以上(准士官以上の方は十三年以上)となる方

④普通恩給・扶助料の加算

⑤傷病恩給等

勤務年数の長短に関係なく、公務傷病により現在心身に障害のある方で、恩給法に定められている症状のうち重度の方は増加恩給、中度の方は傷病年金が支給されます。軽度の方でも戦傷病者手帳が交付されます。

⑥寡婦加算

普通扶助料を受けている六十歳以上の妻で、寡婦加算十二万円が加算されている方は、総務庁恩給局長あて請求して下さい。

詳しくは、市の市民課恩給担当(☎352111番 内線二八〇番)又は県障害福祉課援護班(☎〇一七七一22111番 内線三二九七番)へどうぞ。

青少年の海外派遣 参加者募集

二十一世紀を担う青年を育てる

この事業は、我が国と諸外国との青少年の交流を促進し、共同生活・共同体験を通じて、相互の交友関係を深めるとともに青少年の国際性のかん養に資することをおねらいとするものです。

▽応募資格

①日本国籍を有すること

②事業の趣旨・目的をよく理解し、計画に従って規律ある行動及び団体生活ができること

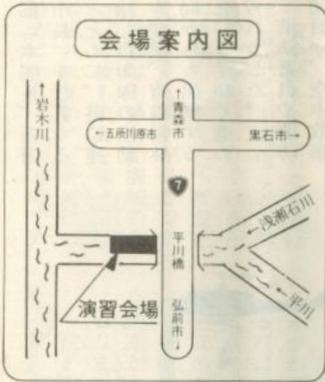
③研修に耐える健康な身体で、常識と礼儀を備え、明朗で健全な精神の持ち主であること

④指定する事前・事後研修に出席できるもの

▽応募方法 指定された申し込み用紙に必要事項を記入して本会まで提出

▽応募締切 五月二十五日(土)

詳しくは、財団法人国際青少年研修協会(☎〇三157211番)へお問い合わせください。



会場案内図

岩木川水防演習は、これから水防技術の向上を図るために行われるものです。

交通安全母の会に加入を

交通安全母の会は、家族から「交通事故犠牲者や交通違反者を出さない」ことをねらいに、お母さんや主婦の方たちによって結成された組織です。現在、本市には11団体があり、会員数は約三百人です。

交通安全母の会は、これまで次のような活動をしてきました。

- 「交通安全家族会議」の普及実践
- 地域ごとの交通安全教室、講習会等の開催
- 暴走、酒酔い、無免許運転追放運動の推進
- シートベルト着用の推進
- 子供と老人を交通事故から守るための「一声運動」等の普及実践
- すぐれた実績を挙げた母の会や会員の表彰

交通事故を減少させるためには、誰もが「交通事故防止はみんなの力だ」という気持ちになる必要があります。PTAのお母さんや主婦の方たちには、ぜひ本会へ加入されるようお願いいたします。

詳しくは、市交通防犯対策室(☎352111番 内線280番)へどうぞ

工業統計調査用 ポスター募集 (通産省)

- ▷応募資格 特になし
- ▷応募作品の内容
 - ① 製造業を営む事業所が工業統計調査に対する理解を深め、その協力が得られる内容のもので、かつ未発表のもの
 - ② ポスターの規格
 - ア、タテ59cm×ヨコ42cm (タテ長に使用すること)
 - イ、色は4色以内とする。
 - ウ、図案には、「通商産業省」、「工業統計調査」、「昭和60年12月31日」の文字を必ず入れる。
 - エ、写真は使用しない。
 - オ、ポスターの裏面に「住所、氏名、職業、(学生の場合は学校名、学年)」を明記してください。
- ▷応募期間 5月10日～6月30日(当日消印有効)
- ▷問い合わせ・応募先
 - 〒030 青森市長島1-1-1 青森県企画部統計課 (☎0177-221111番 内線2181番)

移動式クレーン 運転士学科試験

▽試験申請受付 六月十九日～二十日(二日間)

▽試験日 七月二十五日(木)

▽試験会場 青森市、八戸市

▽受験資格 満十八歳以上の男子

※実技試験は、今年の八月中に実施される予定です。

移動式クレーン運転士 学科試験の準備講習会

▽日時 六月二十四日～二十六日(三日間)

▽会場 (社) 西北労働基準協会

▽受講料及びテキスト代 受講料 七千円

テキスト代 二千九百円

詳しくは、(社) 西北労働基準協会(市内新宮町 ☎六三三六番) へどうぞ。

保母試験

▽試験期日 七月三十日(火)～八月一日(木)

▽試験場所 県立青森中央高校

▽願書受付期間 六月一日～十二日

▽願書提出先 県生活福祉部児童家庭課

▽問い合わせ先 県生活福祉部児童家庭課(青森市長島1-1-1 ☎0177-221111番 内線二二八二番) 又は市福祉センター東北支部

電話級アマチュア無線技士試験

▽試験申請書の受付期間 六月一日(土)～六月二十五日(火) 当日消印有効

▽試験の日時 八月二十日(火) から八月二十三日(金) までの指定する日時

▽試験地 青森市(青森市文化会館)

▽試験手数料一、〇六〇円(受験票郵送料を含む)

▽試験申請書の提出先 財団法人 無線従事者国家試験センター東北支部

大学入学資格検定

高等学校を卒業していないなどのため、大学入学資格を有しない人に対し、検定を行い合格者に大学入学資格を与えるものです。

▽受験資格

- ① 中学校を卒業した人又は学校教育法施行規則第六十三条により中学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人で、高等学校又は高等専門学校に入学しなかった人及び高等学校又は高等専門学校を退学した人(ただし、高等専門学校第三学年修了者は含まない。)
- ② 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する人
- ③ 旧国民学校令による国民学校初等科を修了した人

▽願書受付期間 五月二十四日(火)～六月十一日(火)

▽検定実施期日 八月六日(火)～八月九日(金) 詳しくは、市教育委員会学務課(☎352211番 内線二四七番) へどうぞ。

フォークダンス 初心者講習会

年齢、性別不問!

▽日時 六月五・十二・十九・二十六日、七月三日のそれぞれ午後七時

▽場所 市中央公民館
▽受講料 無料
▽用意するもの 上ばき(スック等)
▽申し込み先 五所川原フォークダンス協会 乳井(☎373369番 午後七時以降) へどうぞ

鉄道事故防止のお願い

一 国 鉄 一

- 市民の皆さん、鉄道事故を起こさないようご協力をお願いします。
- 線路を歩かない、歩かせない。
- 子供達を線路付近で遊ばせない、遊んでいたら注意する。
- 線路に石を置かない、列車に石を投げさせない。
- 電化区間では、電線にさわると電撃を受けるので、電線にさわらない、物をつかんだり、凧あげなどさせない。
- 踏切では必ず一時停止し、左右の安全を確認してから横断する。
- 踏切でエンストや脱輪などによって車が動けなくなったときは、すぐ次の処置をして列車を止める。(防護手配)
 - ・非常ボタンのある踏切では、力を入れてボタンを押す。
 - ・非常ボタンの無い踏切では発炎筒、赤色旗、衣類等を振って列車に向かって走る。発炎筒などは自動車に備え付けください。
 - ・列車を止める手配をしてから駅へ知らせる。
- ※防護手配をとったため列車との衝突を免れた場合は、停止損害金はいただきません。



乳幼児の健康診査

- ▷場所 市保健センター
- ▷受付時間 午後1時～1時30分
- ▷持参するもの 母子健康手帳、バスタオル。
3歳児は尿検査も行いますので、当日きれいに洗った小ビンに、尿を入れて持ってきてください。
- ※注意 6カ月児の健康相談では、神経芽細胞腫(小児がん)の検査セットを配布しますので、必ずおいでくださるようお願いいたします。
なお、病気療養中のお子さんについては、ご遠慮くださるようお願いいたします。

月	齢	対象児	期日	内容
3	カ	60年2月生	6月11日(火)	健康診査
6	カ	59年11月生	6月18日(火)	健康相談
1	歳	59年5月生	6月24日(月)	健康相談
1	歳	58年12月生	6月25日(火)	健康診査
3	歳	57年2月生	6月20日(休)	健康診査

▷問い合わせ先 市衛生課 (☎352111番 内線268・272番) へどうぞ

「歴史の道(銅の道)めぐり」

参加者募集

- ▷日時 六月二日(日)
午前七時～午後六時三十分
- ▷コース 五所川原～鶴田
板柳～碓ヶ関～錦木塚
(秋田県鹿角市)～マイ
ランド尾去沢・資料館
(鹿角市)～大湯ストン
サークル～発荷峠～黒石
板柳～鶴田～五所川原
- ▷集合時間・場所 午前七時 中三デパート(市内本町)前
- ▷参加費 一人四千六百元
(見学料、昼食・バス代)
- ▷申込み締切 五月二十九日(水)
- ▷申込み先 県歴史の道整備促進協議会事務局(青森市大字松森字佃田) ☎〇一七七一〇六四番
- ▷受付時間 午前八時三十分～午後四時(日曜日は受付しません)
- ▷その他 参加費は、当日ご持参ください。参加者が三十八名以下の場合中止いたします。
- ※今後の予定

勤労婦人の生活講座

- 六月三十日 下北の道
- 七月二十一日 松陰の道
- 八月十八日 南部の道
- 九月十五日 銅の道
- 九月二十二日 下北の道
- ▷受講資格 市内に住所又は勤務先を有するご婦人
- ▷受講料 無料(ただし、材料費は本人負担)
- ▷受講期間 五月二十七日～八月二日
- ▷申し込み締切 五月二十五日(土)正午
- ▷問い合わせ・申し込み先

離乳食教室

- ▷日時 6月13日(木) 午前9時30分～12時
- ▷場所 市保健センター
- ▷料金 無料
- ▷対象者 生後4・5・6カ月児の赤ちゃんのいるお母さん又は妊婦さん(定員20名)
- ▷申し込み期間 5月15日～31日
- ▷申し込み先 市衛生課(☎352111番 内線268番) へどうぞ。

糖尿病教室

- 調理実習をしながら学習してみませんか。
- ▷日時 6月21日(金)、7月19日(金)、8月16日(金)のそれぞれ午前9時30分～午後1時30分
 - ▷場所 市保健センター
 - ▷対象者 糖尿病で治療中の人又はその家族
 - ▷申し込み期間 5月15日(水)～6月8日(土)
 - ▷申し込み先 市衛生課(☎352111番 内線268番) へどうぞ。

	午前10時～12時	午後6時30分～8時30分
月		茶道・表千家(10名・10回) ちぎり絵(10名・10回) 生け花(10名・10回)
火	料理(20名・10回)	
水		編物(15名・10回) フランス刺しゅう(15名・10名)
金		着付(15名・10回) 藤細工(15名・10回)

市働く婦人の家(☎35八八九番)へどうぞ。

俳句

五所川原俳句会提供

鳥交る池の底まで光満ち
仏頭のなで艶まろく涅槃寺
落椿水に浮かして利休の忌
鳥雲に帰路寸酌の労働者
卒業や見惚れて雲の流れゆく
赤松の木肌のぬれて山笑う

斎藤 さだ
対馬 暉子
斎藤 今日子
成田 市子
前田 せい女
松宮 梗子

今年(十月一日)は
国勢調査の実施
年です